

## 綾瀬市狭あい道路拡幅整備要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の生活環境の改善と安全安心のまちづくりのため、狭あい道路の拡幅整備を推進するにあたり必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 綾瀬市道のうち幅員4メートル未満で、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道路又は市長がこれと同等と認める道路をいう。
- (2) 後退線 狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの線。ただし、当該道路が中心線からの水平距離が2メートル未満で、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の境界線から道路側に4メートルの線をいう。
- (3) 隅切り 土地が角地である場合において、それぞれの道路の境界線(狭あい道路の場合は後退線をいう。)の交点から、それぞれの道路の境界線(狭あい道路の場合は後退線をいう。)に沿ってできる三角形の底辺(長辺)3メートルを標準としてできる囲まれた部分の土地をいう。
- (4) 後退用地 市道境界線と後退線に挟まれた土地をいう。
- (5) 支障物件 後退用地に存する擁壁、門、塀、立木、生垣、地下埋設物等で、狭あい道路の整備に支障となる物件をいう。

### (対象となる道路)

第3条 この要綱により拡幅整備の対象となる道路は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (2) 道路境界線及び隣接する民地との境界が確定していること。
- (3) 拡幅整備する路線において、後退用地の買収について土地所有者全員の同意が得られること。
- (4) 後退用地内に建築物及び建築物に影響を及ぼす擁壁等の重要な支障物件がないこと。

(5) 交差点部に隅切りが設置できること。

(6) 対象となる道路の起点及び終点が公道又は私道に接続していること。

(協議)

第4条 後退用地及び隅切り地の所有者(以下「土地所有者」という。)は、狭あい道路の拡幅整備を希望する場合においては、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議の土地所有者は、狭あい道路拡幅整備に関する協議申出書(第1号様式)を市長に提出して行うものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 案内図

(2) 公図の写し

(3) 地積測量図の写し

(4) 道路確定図

(5) 建築確認申請時に添付する配置図の写し

(6) 土地登記簿謄本

(7) 土地所有者同意書

3 市長は、第1項の規定による協議が成立したときは、狭あい道路拡幅整備に関する協議済通知書(第2号様式)を土地所有者に送付するものとする。

(用地測量等の費用負担)

第5条 市長は、狭あい道路拡幅整備に係る現地調査、用地測量、境界石の埋設及び登記等に要する費用を負担するものとする。

(取得価格)

第6条 後退用地等の取得価格については、別途定める。

(物件補償)

第7条 市長は、後退用地に存する支障物件の移転等について、その費用を補償することができる。

(支障物件の除却又は移設)

第8条 土地所有者は後退用地に存する支障物件を速やかに除却し、若しくは移設しなければならない。

(整備等)

第9条 市長は、取得した後退用地を周辺の道路状況に応じて整備し管理するものとする。

(適用の除外)

第10条 綾瀬市開発行為に関する指導要綱に基づき市長と協議締結しているもの、又は整備までの間に協議を締結しようとするものについては、この要綱を適用しない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

(狭あい道路の整備方針の廃止)

2 狭あい道路の整備方針(平成5年4月1日施行。以下「旧方針」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に旧方針に基づく要望書が提出されている後退用地については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年 8月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の綾瀬市狭あい道路拡幅整備要綱の規定による協議申出書を提出しているものに係る協議は、なお従前の例による。

第1号様式(第4条関係)

## 狭あい道路拡幅整備に関する協議申出書

年 月 日

綾瀬市長 殿

住所  
地権者代表 氏名  
電話

印

綾瀬市道の整備について、次のとおり要望いたします。

1. 路線名            綾瀬市道                            号線
  
2. 要望区間            起点 綾瀬市                            番地先  
                          終点 綾瀬市                            番地先
  
3. 添付書類            1) 案内図  
                          2) 公図の写し  
                          3) 道路確定図  
                          4) 建築確認時に添付する配置図の写し  
                          5) 土地登記簿謄本  
                          6) 土地所有者同意書



第2号様式（第4条関係）

## 狭あい道路拡幅整備に関する協議済通知書

年 月 日

殿

綾瀬市長

年 月 日付で協議申出がありました綾瀬市道 号線の狭あい道路  
拡幅整備につきまして、次のとおり決定いたしましたので通知いたします。

### 1. 結果

- (1) 短期に整備することといたします。
- (2) 中期的ではありますが、整備することといたします。
- (3) 長期的ではありますが、整備することといたします。
- (4) 整備する予定はございません。

### 2. 理由